

**セゾンプラチナ・ビジネス プロ・アメリカン・エクスプレスカード/セゾンゴールド・ビジネス プロ・カード規約
及びセゾン・アメリカン・エクスプレス・ビジネス プロ・パーチェシングカード特約一部改定のお知らせ**

2023年2月14日をもってセゾンプラチナ・ビジネス プロ・アメリカン・エクスプレスカード/セゾンゴールド・ビジネス プロ・カード規約及びセゾン・アメリカン・エクスプレス・ビジネス プロ・パーチェシングカード特約を一部改定いたしますのでご案内いたします。規約及び特約の主な改定箇所は以下のとおりです。

■セゾンプラチナ・ビジネス プロ・アメリカン・エクスプレスカード/セゾンゴールド・ビジネス プロ・カード規約新旧対照表

改定前	改定後
<p>第2条 (カード使用者及び連絡担当者)</p> <p>(1) 法人会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認の上、当社に指定をし、当社がご利用を承諾した法人会員の役員及び役職員をカード使用者とします。</p> <p>(2) 法人会員は、本規約又は本規約に付随する規約において、カード使用者の義務として定められているものについて、これをカード使用者に遵守させるものとします。</p>	<p>第2条 (カード使用者)</p> <p>(1) <u>法人会員が当社に対して指定をし、当社がご利用を承諾した法人会員の役員及び役職員をカード使用者とします。</u></p> <p>(2) 法人会員は、本規約又は本規約に付随する規約において、カード使用者の義務として定められているものについて、これをカード使用者に遵守させるものとします。<u>また、カード使用者がカードを利用して商品・権利を購入したまたは役務の提供等を受けた場合、当社は、カード使用者が法人会員の代理人として当該行為を行ったものとみなし、当該行為に基づく債務は法人会員が負担するものとします。</u></p>
<p>第2条 (カード使用者及び連絡担当者)</p> <p>(3) 法人会員及び連帯保証人は、お申込みにあたり当社との連絡のため、法人会員の代表権を有する者から一の連絡担当者（法人会員が、個人事業主である場合には当該個人事業主を連絡担当者とする。以下これらの連絡担当者を総称して「連絡担当者」という）を指定するものとします。また、法人会員は、連絡担当者が法人会員の代表者でなくなったときは、連絡担当者を変更又は追加しなければなりません。</p> <p>(4) 当社からのカード及び郵便物の送付、並びに当社からの連絡・通知等は、連絡担当者に行うことによって法人会員及び連帯保証人に行ったものとみなします。</p>	<p>第3条 (連絡担当者及び実務担当者)</p> <p>(1) <u>法人会員及び連帯保証人は、お申込みにあたり当社との連絡のため、法人会員の代表権を有する者であって法人の債務を連帯して保証する者から一の連絡担当者（法人会員が、個人事業主である場合には当該個人事業主を連絡担当者とする。以下これらの連絡担当者を総称して「連絡担当者」という）を指定するものとします。また、法人会員は、連絡担当者が法人会員の代表者でなくなったときは、連絡担当者を変更又は追加しなければなりません。</u></p> <p>(2) <u>法人会員及び連帯保証人は、連絡担当者が、当社と法人会員又は連帯保証人間での各種照会、届出、変更等の各種手続き、その他当社との連絡調整等につき法人会員及び連帯保証人を代理して行うことを包括的に承諾し、理由の如何を問わず、連絡担当者が行った行為は、法人会員又は連帯保証人の行った行為とみなすことに異議のないものとします。また、当社は、カード及び郵便物の送付、並びに当社からの連絡・通知等は、連絡担当者に行うことによって法人会員及び連帯保証人に行ったものとみなします。</u></p> <p>(3) <u>法人会員及び連帯保証人は、連絡担当者を補佐し、連絡担当者に代わり実務を担う者（以下「実務担当者」という）を法人</u></p>

	<p>会員の役職員から指名することができるものとします。</p> <p>(4) 法人会員及び連帯保証人は、実務担当者が、当社と法人会員間での各種照会、届出、変更等の各種手続き、その他当社との連絡調整等の行為を行うことをあらかじめ承諾し、理由の如何を問わず、実務担当者が行った行為は、連絡担当者が行った行為とみなすことに異議のないものとします。</p> <p>(5) 法人会員及び連帯保証人は、連絡担当者又は実務担当者との間における地位等に関する紛議については、自己の責任と費用負担で解決し、当社に一切の迷惑をかけないものとします。</p>
第3条 (カードの貸与)	第4条 (カードの貸与)
第4条 (有効期限)	第5条 (有効期限)
第5条 (カードの用途)	第6条 (カードの用途)
<p>第6条 (連帯保証)</p> <p>(1) 法人会員は、当社に対し、カード使用者がカードを利用したことによる一切の債務（以下「主たる債務」という）を負担します。</p> <p>(2) 連絡担当者は、連帯保証人として、(4)に定める極度額の範囲において、法人会員の主たる債務について連帯保証します。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 連帯保証人の本契約に基づく保証債務の極度額は、第9条(カードのご利用)(5)に定める法人会員のご利用可能枠と同額とします。また、連帯保証人は、法人会員及び連帯保証人からの依頼に基づきご利用可能枠が増額される場合には、保証債務の極度額が増額後のご利用可能枠と同額となることを確認します。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(10) 連帯保証人は、(4)に規定する連帯保証の範囲に、第4条(有効期限)(2)に基づくカード更新後の債務が含まれることを確認します。</p>	<p>第7条 (連帯保証)</p> <p>(1) 法人会員は、当社に対し、<u>本規約に基づく</u>一切の債務（以下「主たる債務」という）を負担します。</p> <p>(2) <u>連帯保証人は</u>、(4)に定める極度額の範囲において、法人会員の負担する主たる債務を連帯して保証します。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 連帯保証人の本契約に基づく保証債務の極度額は、第10条(カードのご利用)(5)に定める法人会員のご利用可能枠と同額とします。また、連帯保証人は、法人会員及び連帯保証人からの依頼に基づきご利用可能枠が増額される場合には、保証債務の極度額が増額後のご利用可能枠と同額となることを確認します。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(10) 連帯保証人は、(4)に規定する連帯保証の範囲に、第5条(有効期限)(2)に基づくカード更新後の債務が含まれることを確認します。</p>
第7条 (年会費)	第8条 (年会費)
第8条 (暗証番号)	第9条 (暗証番号)
第9条 (カードのご利用)	第10条 (カードのご利用)
<p>第10条 (保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払)</p> <p>(1) インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者（以下「継続的サービス事業提供者」という）とのお取引（以下「サービス契約」という）に係る継続的サービス利用代金のお支払にカードをご利用される場合、法人会員又はカード使用者がカード情報を継続的サービス事業提供者に預託するものであり、その責任は、法人会員の負担となること</p>	<p>第11条 (保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払)</p> <p>(1) インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者（以下「継続的サービス事業提供者」という）とのお取引（以下「サービス契約」という）に係る継続的サービス利用代金のお支払にカードをご利用される場合、法人会員又はカード使用者がカード情報を継続的サービス事業提供者に預託するものであり、その責任は、法人会員の負担となること</p>

<p>及び当社が法人会員のために当該継続的サービス事業提供者に対して支払うことをご承認の上、第 11 条（商品購入代金の支払方法等）により当社へお支払いいただきます。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 法人会員又はカード解約された元法人会員（以下「法人会員等」という）が (2) の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生したご利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払を行ったときにも、法人会員等にはそのご利用代金を第 11 条（商品購入代金の支払方法等）(1) によりお支払いいただきます。</p>	<p>及び当社が法人会員のために当該継続的サービス事業提供者に対して支払うことをご承認の上、第 12 条（商品購入代金の支払方法等）により当社へお支払いいただきます。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 法人会員又はカード解約された元法人会員（以下「法人会員等」という）が (2) の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生したご利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払を行ったときにも、法人会員等にはそのご利用代金を第 12 条（商品購入代金の支払方法等）(1) によりお支払いいただきます。</p>
<p>第 11 条（商品購入代金の支払方法等）</p>	<p>第 12 条（商品購入代金の支払方法等）</p>
<p>第 12 条（遅延損害金）</p> <p>(1) お支払を遅滞した場合は、当該金額に対しお支払日の翌日から完済に至るまで、また、第 21 条（期限の利益の喪失）に該当した場合は、商品購入代金残債務の全額に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、年 14.6%で計算された遅延損害金をいただきます。</p>	<p>第 13 条（遅延損害金）</p> <p>(1) お支払を遅滞した場合は、当該金額に対しお支払日の翌日から完済に至るまで、また、第 22 条（期限の利益の喪失）に該当した場合は、商品購入代金残債務の全額に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、年 14.6%で計算された遅延損害金をいただきます。</p>
<p>第 13 条（商品の所有権）</p>	<p>第 14 条（商品の所有権）</p>
<p>第 14 条（見本、カタログ等と現物の相違）</p>	<p>第 15 条（見本、カタログ等と現物の相違）</p>
<p>第 15 条（加盟店との紛議）</p>	<p>第 16 条（加盟店との紛議）</p>
<p>第 16 条（充当方法）</p>	<p>第 17 条（充当方法）</p>
<p>第 17 条（カードの紛失、盗難等）</p> <p>(1) カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合又はカード情報を不正取得された場合（以下「紛失等」という）、法人会員、連絡担当者又はカード使用者には、速やかに当社に連絡し、当社所定の書面をご提出のうえ、所轄の警察署へお届けいただきます。なお、被害状況等を当社が調査する際には、ご協力いただきます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤第 8 条（暗証番号）(2) にあたる場合。ただし、第 8 条（暗証番号）(2) ただし書に該当する場合を除きます。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p>	<p>第 18 条（カードの紛失、盗難等）</p> <p>(1) カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合又はカード情報を不正取得された場合（以下「紛失等」という）、法人会員、連絡担当者、実務担当者又はカード使用者には、速やかに当社に連絡し、当社所定の書面をご提出のうえ、所轄の警察署へお届けいただきます。なお、被害状況等を当社が調査する際には、ご協力いただきます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤第 9 条（暗証番号）(2) にあたる場合。ただし、第 9 条（暗証番号）(2) ただし書に該当する場合を除きます。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p>
<p>第 18 条（カードの再発行）</p>	<p>第 19 条（カードの再発行）</p>
<p>第 19 条（お届け事項の変更等）</p> <p>(1) 法人会員は、法人名、代表者、所在地、電話番号、連絡担当者、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（実質的支配者、事業内容及び第</p>	<p>第 20 条（お届け事項の変更等）</p> <p>(1) 法人会員は、法人名、代表者、所在地、電話番号、連絡担当者、実務担当者、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（実質的支配者、事業内</p>

<p>23条（その他承諾事項）(5)又は(6)に定義するPEPs関係者の該当性等を含みます。）等のお届け事項に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続きをとるものとします。</p> <p>(2) 連帯保証人は、氏名、住所、電話番号等のお届け事項に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続きをとるものとします。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>容及び第24条（その他承諾事項）(5)又は(6)に定義するPEPs関係者の該当性等を含みます。）等のお届け事項に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続きをとるものとします。</p> <p>(2) 連帯保証人は、氏名、住所、電話番号、<u>連絡担当者、実務担当者</u>、等のお届け事項に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続きをとるものとします。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>
<p>第20条（本規約の変更等）</p>	<p>第21条（本規約の変更等）</p>
<p>第21条（期限の利益の喪失）</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦第6条（連帯保証）(3)の連帯保証人の追加又は変更に応じないとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤法人会員、カード使用者又は連帯保証人が、第23条（その他承諾事項）(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p> <p>⑥第6条（連帯保証）(6)の表明保証に違反したとき。</p>	<p>第22条（期限の利益の喪失）</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦第7条（連帯保証）(3)の連帯保証人の追加又は変更に応じないとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤法人会員、カード使用者又は連帯保証人が、第24条（その他承諾事項）(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p> <p>⑥第7条（連帯保証）(6)の表明保証に違反したとき。</p>
<p>第22条（合意管轄裁判所）</p>	<p>第23条（合意管轄裁判所）</p>
<p>第23条（その他承諾事項）</p> <p>(1) 法人会員及び連帯保証人には、以下の事項を予め承認いただきます。</p> <p>①第12条（遅延損害金）の遅延損害金は年365日（うるう年は年366日）の日割計算で行うこと。</p> <p>②法人会員のカードについて第11条（商品購入代金の支払方法等）(1)の口座振替によるお支払が連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①第11条（商品購入代金の支払方法等）(2)に定めるご利用明細書について、当社が郵送等でお送りすることを必要と判断した場合、法人会員には当社所定の発行費用をご負担いただくこと。</p> <p>②法人会員又は連帯保証人のご都合により第11条（商品購入代</p>	<p>第24条（その他承諾事項）</p> <p>(1) 法人会員及び連帯保証人には、以下の事項を予め承認いただきます。</p> <p>①第13条（遅延損害金）の遅延損害金は年365日（うるう年は年366日）の日割計算で行うこと。</p> <p>②法人会員のカードについて第12条（商品購入代金の支払方法等）(1)の口座振替によるお支払が連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①第12条（商品購入代金の支払方法等）(2)に定めるご利用明細書について、当社が郵送等でお送りすることを必要と判断した場合、法人会員には当社所定の発行費用をご負担いただくこと。</p> <p>②法人会員又は連帯保証人のご都合により第12条（商品購入代金の支払方法等）以外の支払方法において発生した入金費用、公</p>

<p>金の支払方法等) 以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続を行った場合の費用、お支払に関する公正証書の作成費用は、会員資格をなくされた後についても法人会員又は連帯保証人にご負担いただくこと。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) ～(6) (略)</p>	<p>租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続を行った場合の費用、お支払に関する公正証書の作成費用は、会員資格をなくされた後についても法人会員又は連帯保証人にご負担いただくこと。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) ～(6) (略)</p>
<p>第 24 条 (会員資格の喪失等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>①第 11 条 (商品購入代金の支払方法等) (1) ①の自動振替手続のために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書をご提出いただけないとき、又は前条(2)④の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。</p> <p>②第 21 条 (期限の利益の喪失) (1) 又は (2) 各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>③ (略)</p> <p>④当社がカードを送付したにもかかわらずカードの受取がないとき、又は、第 19 条 (お届け事項の変更等) (1) に違反したことなどにより、当社から法人会員への連絡が不可能と判断したとき。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>⑧第 19 条 (お届け事項の変更等) (1) に違反し代表者のお届け事項の変更がなかったとき、又は第 6 条 (連帯保証) (3) の連帯保証人の変更もしくは追加に応じなかったとき。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(2) ～(5) (略)</p>	<p>第 25 条 (会員資格の喪失等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>①第 12 条 (商品購入代金の支払方法等) (1) ①の自動振替手続のために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書をご提出いただけないとき、又は前条(2)④の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。</p> <p>②第 22 条 (期限の利益の喪失) (1) 又は (2) 各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>③ (略)</p> <p>④当社がカードを送付したにもかかわらずカードの受取がないとき、又は、第 20 条 (お届け事項の変更等) (1) に違反したことなどにより、当社から法人会員への連絡が不可能と判断したとき。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>⑧第 20 条 (お届け事項の変更等) (1) に違反し代表者のお届け事項の変更がなかったとき、又は第 7 条 (連帯保証) (3) の連帯保証人の変更もしくは追加に応じなかったとき。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(2) ～(5) (略)</p>
<p>第 25 条 (日本国外でのカードの利用)</p>	<p>第 26 条 (日本国外でのカードの利用)</p>

【下線部は改定部分を示します。】

■セゾン・アメリカン・エクスプレス・ビジネス プロ・パーチェシングカード特約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第 2 条 (カード情報の貸与)</p> <p>(1) カード規約第 3 条 (カードの貸与) の規定にかかわらず、当社は法人会員に対して、物理的なカードの発行に代えて、カード規約第 3 条 (カードの貸与) (1) に定めるカード情報のみを付与し (以下、法人会員へ付与するカード情報を「パーチェシングカード情報」という) 当社所定の方法により通知するものとします。なお、カード使用者の名義は、個人名、組織名称等の内、法人会員が希望し、当社が認めた呼称とします。</p>	<p>第 2 条 (カード情報の貸与)</p> <p>(1) カード規約第 4 条 (カードの貸与) の規定にかかわらず、当社は法人会員に対して、物理的なカードの発行に代えて、カード規約第 4 条 (カードの貸与) (1) に定めるカード情報のみを付与し (以下、法人会員へ付与するカード情報を「パーチェシングカード情報」という) 当社所定の方法により通知するものとします。なお、カード使用者の名義は、個人名、組織名称等の内、法人会員が希望し、当社が認めた呼称とします。</p>

(2) (略)	(2) (略)
(3) カード規約第3条(3)の適用はないものとします。	(3) カード規約第 <u>4</u> 条(3)の適用はないものとします。
第3条 (年会費) カード規約第7条(年会費)の規定は、「カード券面に印字される有効期限の『月』」を「パーチェシングカード情報を通知する書面に記載される有効期限の『月』」と読み替え適用します。	第3条 (年会費) カード規約第 <u>8</u> 条(年会費)の規定は、「カード券面に印字される有効期限の『月』」を「パーチェシングカード情報を通知する書面に記載される有効期限の『月』」と読み替え適用します。
第4条 (カードのご利用) カード規約第9条(カードのご利用)の規定にかかわらず、カード使用者は、パーチェシングカードをカード規約第9条(カードのご利用)(3)後段に定める方法で利用します。	第4条 (カードのご利用) カード規約第 <u>10</u> 条(カードのご利用)の規定にかかわらず、カード使用者は、パーチェシングカードをカード規約第 <u>10</u> 条(カードのご利用)(3)後段に定める方法で利用します。
第5条 (本規約の変更等の準用) カード規約第 <u>20</u> 条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、カード規約第 <u>20</u> 条(本特約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。	第5条 (本規約の変更等の準用) カード規約第 <u>21</u> 条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、カード規約第 <u>21</u> 条(本特約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

【下線部は改定部分を示します。】

以上